

小菅村内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針

この方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、村内の公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、村が整備する公共建築物における木材の利用の目標及び県内における公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する事項等を定めるとともに、法第18条に関連して、村内の公共土木工事及び公共施設に係る工作物における木材の利用について必要な事項等を定めるものである。

第1 公共建築物等における木材の利用の促進の意義

木材は、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有している。

また、環境保護の側面からは、製造時のエネルギー消費が小さく、長期間にわたって炭素を貯蔵できる再生可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素の濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」な特性も有している資材である。加えて、近年、新たな木質部材に関する技術開発の進展も見られ、建築物における木材の利用について、新たな可能性も拡がりつつある。

このような優れた特性を持つ木材の利用を促進することにより、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や、二酸化炭素の排出の抑制、建築物等における炭素の蓄積を通じた地球温暖化の防止及び循環型社会の形成など、村民の豊かな生活に貢献することが期待できる。

このため、村内の公共建築物の木造化（注1）・木質化（注2）、公共土木工事及び公共施設に係る工作物において、新たな木質部材を含む木材の利用を積極的に進めていくことは、県産材や村産材等の地域材の需要を拡大し、村が有する豊かな源流の森を自然資源として活用した林業・素材生産業の再生の端緒となる。また、これは森林の適正な整備と森林の有する公益的機能の持続的な発揮とともに、里の製材業、街の住宅産業などの一体的な地域産業の振興にも資するものである。

第2 公共建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木材の利用を促進すべき公共建築物

本方針において木材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第1項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

- (1) 地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物

これらの建築物には、広く村民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、地方公共団体の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、公務員宿舎等が含まれる。

（2）国又は地方公共団体以外の者が整備する（1）に準ずる建築物

これらの建築物には、国又は地方公共団体以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く村民に利用され、村民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、青年の家等）、公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所（併設される商業施設を除く。）の建築物が含まれる。

2 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

積極的に木造化を促進する公共建築物は、1の木材の利用を促進すべき公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層（注3）の公共建築物とする。

ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等のほか、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものや、法令の規定等により木材が使用できない施設及びその他相当な理由により木材の使用が適当でないと判断される施設については、木造化を促進する対象としないものとする。

なお、平成26年6月4日に木造建築関連基準の見直しを含む建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）が公布され、平成27年6月1日に施行された。これにより、3階建ての木造の学校や延べ面積3,000平方メートルを超える木造建築物等について、一定の防火措置を行うことで主要構造部の木材を防火被覆せずに見せながら使える準耐火構造等での建築が可能となったことから、当該基準の見直しに係る公共建築物についても、積極的に木造化を促進するものとする。

また、建築基準法等において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、近年進展の見られる木材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木質耐火部材の活用等により木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

さらに、平成28年3月及び4月には、C L T（直交集成板）に関する建築基準法に基づく告示（強度、一般的な設計方法等）が公布・施行され、これにより、一般的なC L Tパネル工法による建築物については国土交通大臣による個別の認定が不要となり通常の建築確認手続で建築できるようになるとともに、C L T等の面材を燃えしろ設計で利用できるようになった。これらを踏まえ、同工法の採用や部分的なC L Tの活用により、木材の利用の促進の契機となることが期待される公共建築物についても、木造化を促進するものとする。

3 公共建築物等における木材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物等における木材の利用の促進に当たっては、以下の具体的方向に沿って、その促進に努めるものとする。

（1）公共建築物における木材の利用の促進

ア 特に2の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについては、木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進するものとする。

なお、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度の観点から有利な場合は、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとする。

また、建築物における木材の需要の拡大のため、C L Tや木質耐火部材等の新たな木質部材の活用に努めるものとする。

イ 公共建築物で使用される机、いす、書棚等の備品及び紙類、文房具類等の消耗品については、木材を原材料として使用したものを利用を促進するものとする。

ウ 木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入については、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その導入を促進するものとする。

（2）公共土木工事及び公共施設に係る工作物における木材の利用の促進

公共土木工事及び公共施設に係る工作物の設置に当たっては、木材を使用した工法の採用並びに木材製品の導入を促進するものとする。

（3）木材の利用・供給に係る関係者の連携

市は、公共建築物を整備する者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者及び木材の利用促進に努める設計者等と相互に連携し、木材の利用の促進及び合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。）第2条第2項に規定する合法伐採木材等の安定的な供給の確保のための施策の展開を図るものとする。

第3 村が整備する公共建築物等における木材の利用の目標

1 公共建築物における木材の利用

(1) 村が整備する公共建築物のうち、第2の2の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物については、原則として木造化を図るものとする。

(2) 村が整備する公共建築物については、高層・低層にかかわらず、エントランスホール、広報・村民対応窓口、記者会見場、講堂など、直接又は報道機関等を通じて間接的に村民の目に触れる機会が多い部分を中心に、内装等の木質化を推進するものとする。

さらに、木造化や内装等の木質化に当たっては、技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、CLT、木質耐火部材等の新たな木質部材の活用に取り組むものとする。

(3) 村が整備する公共建築物においては、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を推進するほか、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

2 公共土木工事及び公共施設に係る工作物における木材の利用

村が行う公共土木工事及び公共施設に係る工作物の設置に当たっては、設計基準等を踏まえた上で、可能な限り木材を使用した工法の採用並びに木材製品の導入を図るものとし、特に木材利用を推進する工作物については、次のとおりとする。

(1) 公共土木工事

型枠工、柵工、筋工、土留工、水路工、ガードレール、その他木材利用が適当と認められる工作物等

(2) 公共施設に係る工作物

看板類、外壁、休憩所、庭園資材、デッキ・ベランダ、ベンチ、その他木材利用が適当と認められる工作物等

3 県産材の利用

1の公共建築物における木材の利用及び、2の公共土木工事及び公共施設に係る工作物における木材の利用においては、県と連携を図り可能な限り県産材の利用に努めるものとする。

第4 その他公共建築物等における木材の利用の促進に関する必要な事項

1 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物の整備等において木材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を使用する等の設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、コストの適正な管理を図ることが重要であるため、次の事項に留意する必要がある。

(1) 公共建築物を整備する場合は、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等

の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図ることを含め、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値、当該施設に求められる性能等も考慮し、これらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。

また、整備後は長期間の使用が可能となるよう良好な維持管理に努める必要がある。

さらに、木造の建築物の整備の検討に当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数については木造の建築物のものが非木造の建築物のものに比べ短いことから、木造の建築物は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った木造の建築物については、長期にわたり利用が可能であることも考慮する必要がある。

- (2) 備品や消耗品についても、購入コストや、木材の利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。
- (3) 公共建築物における木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入に当たっては、当該暖房器具やボイラー（これらに付随する燃料保管施設等を含む。）の導入及び燃料の調達に要するコストのみならず、燃焼灰の処分を含む維持管理に要するコスト及びその体制についても考慮する必要がある。

2 公共建築物等の整備における支援

村は、県と連携を図り、公共建築物等を整備する者に対し、木材の利用の意義等について分かりやすく説明し、木材の調達方法等に関する情報収集・分析・提供、木材の利用に関する専門的な知見の提供、その他必要な施策の展開が図られるよう支援する。

3 木材の安定的な供給の確保

村は、森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者との連携を図り、公共建築物等に利用する木材の円滑な供給を確保するため、以下の取り組みを図るものとする。

- (1) 林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上
- (2) 木材の需給に関する情報の共有及び木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進
- (3) 公共建築物の整備における木材の利用の動向やニーズに応じた木材の適切な供給のための木材の製造の高度化及び流通の合理化

附 則

この方針は、平成 25 年 2 月 1 日から適用する。

この方針は、平成 30 年 8 月 1 日から適用する。

注 1) 木造化

建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、
けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用すること。

注 2) 木質化

建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に
面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用すること。

注 3) 低層

低層の建築物とは、高さ 13 m 以下かつ軒高 9 m 以下で延べ面積 3,000 m²
以下の建築物をいう。